

第11回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成25年1月17日(木) 午後7:30～9:00

【会場】 郡上市総合文化センター2階 多目的ホール

【要録】

1. 開会 午後7時30分

2. 協議事項

1) 条例の規定項目について

●グループワーク

<説明>

- ・前回の懇話会(10/30)後に委員の皆様から寄せられた意見(1/17住民自治懇話会③ 条例項目に関する意見 以下「資料③」という)をもとに5回の素案策定委員会を開催し、項目ごとに条例項目案を取りまとめた(1/17住民自治懇話会② 条例項目案 以下「資料②」という)。
- ・今回は、資料②③をもとに、「権限・役割・責務」「市民参画・協働」「市政運営」の3グループに分かれて協議を行いたい。意見の追加や変更があった箇所について、グループごとに全体会で報告をしていただく。
- ・グループワークに先立ち、前回の意見募集において、A委員より住民自治全体に関する意見といくつかの質問事項があったため、事務局より説明を行った。内容については以下のとおり。

(「フルセット型」を事例として採用した理由)

- ・当初、郡上市に自治基本条例が必要か否かを判断するために、自治基本条例の位置づけや構成する基本項目について研究するという目的があった。
- ・仮に郡上市に自治基本条例を制定する場合、基本項目の取捨選択を行う意味から、できる限り多くの項目が規定された条例を事例とする必要があった。
- ・以上のような理由から、「フルセット型」を採用している豊田市を事例とした。

<『権限・役割・責務』『市民参画・協働』『市政運営』の3グループに分かれての協議>

2) 全体での意見交換

<グループワーク結果の報告>

『権限・役割・責務』

- ・市民の役割において、市民(特に若者)がまちづくりに参画する場合、事業所(勤務先)の理解が必要である。
- ・全体的なことで、市民の理解を得るためにいかに広報を行うかが課題である。

『市民参画・協働』

- ・市民参画において、市民公募に対して応募が少ないことが課題である。

『市政運営』

- ・行政評価において、市民等による評価は重要であり、市民の関わり度等も評価項目にあげられるとよい。
- ・地域や市民等から市への要望について、システムの確立と、市はそれらの要望に対しどのような対応を行ったかということを市民等に返すことも重要である。
- ・公民館単位程度のコミュニティにおいて、市職員を配置し、防災や地域づくりにおける連携や市民学習などを実施する拠点としたらどうか。

<懇話会全体における協議>

- ・特になし。

<アドバイザーからの意見>

- ・自治基本条例の位置づけについて改めて確認をさせていただきたい。
- ・自治基本条例は、例えば個々の政策により既に制定されている条例をひとつの考え方に整理するものであり、今ある条例の上乗せというわけではなければ、必ずしも市民や行政を縛るものではない。自治基本条例を制定することにより、今ある条例が自治基本条例の考え方に見合っているかという見直しも行われ、ひとつの考え方に整理されることになる。様々な制度を寄せ集めたものが自治基本条例ではなく、自治基本条例に基づいて個別の制度や政策が行われていくという考え方である。
- ・市民憲章についてはあくまでも理念であり、この理念を具体化し実現するための方法について検証を行うことが必要である。その検証を具体的にかたちにしていくものが自治基本条例である。
- ・自治基本条例を理解し活用するための市民の学びの場の環境整備は重要であり、市職員が意図的、計画的に市民協働を進めて行くためのマニュアルについても、自治基本条例に基づいたかたちで整備することは十分可能である。

『権限・役割・責務』について

- ・昨年度の懇話会においてワークショップを行った中で、事業所の理解がなければ住民自治が進まない事例もあり、企業や事業所の役割は重要である。
- ・政治参画に対する世代の割合は年齢層が高いほど参画割合が高い。子どもや未成年の権利については、小さな子どもを持つ若い世代が参画することによって将来を担う子どもや若年層のための政策が取り上げられるという意味で大切である。

『市民参画・協働』について

- ・審議会等への参画については、一定の市民の参画が示されているが、内容によっては個人情報や専門性のあるものもあり、審議会の性質により専門家に任せることが妥当なものもある。

『市政運営』

- ・市民への説明責任において、市民にわかりやすく説明を行うということは非常に難しいことだが、自治基本条例をいち早く制定したニセコ町等は予算決算等を市民に分かりやすく伝えるためにイラストなどをまじえたパンフレットなどを配るなど工夫をされている。100%すべての市民がわかるような説明というのは難しいが、できる限りわかりやすく市民に伝えられるための仕組みは必要である。
- ・パブリックコメントについて、確かに市民に意見公募をしているが、提示されている添付資料が多すぎて目を通すことが困難であるあり、わかりにくいという意見もある。市民にわかりやすい説明、意見を応募しやすい公募ということを自治基本条例にうたうことにより、既存の条例についても自治基本条例に照らし合わせながら見直すということも出てくる。

3) その他

- ・1月23日(水)郡上市市議会との意見交換会の開催を予定している。
市議会からは、議長、総務常任委員長、議会行政改革特別委員長の3名が出席予定。
懇話会は、座長、副座長、幹事、素案策定委員が懇話会を代表して出席予定です。
- ・次回の懇話会は2月上旬に開催予定で、以下の内容についての協議を予定している。
 - ① 市長への提言「案」内容についての最終的な協議。
 - ② これまでの協議内容や結果を踏まえ、郡上市における自治基本条例の必要性について意見交換の上、結論を出す。

3. 閉会 有井副座長